

青梅市新型コロナウイルス対策助け合い基金条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 3 月 8 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

新型コロナウイルス感染症に関する交付金の基金への積立て、資金の管理等を明確にするため、資金の種類に応じた区分を設けたいので、この条例案を提出いたします。

青梅市新型コロナウイルス対策助け合い基金条例の一部を改正する条例

青梅市新型コロナウイルス対策助け合い基金条例（令和 2 年条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「定める。」を「定めるものとし、次の各号に掲げる区分において、当該各号の資金を管理するものとする。」に改め、同項に次の 3 号を加える。

- (1) 第 1 号基金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金交付要綱（令和 2 年 6 月 2 2 日総行政第 1 4 8 号）にもとづく新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金および当該交付金の運用により生じる収益金
- (2) 第 2 号基金 東京都市町村新型コロナウイルス感染症緊急対策特別交付金交付要綱（令和 2 年 4 月 2 2 日 2 総行市第 6 2 号）にもとづく新型コロナウイルス感染症緊急対策特別交付金および当該交付金

の運用により生じる収益金

(3) 第3号基金 寄付金その他資金（以下「寄付金等」という。）および寄付金等の運用により生じる収益金

第2条第2項中「基金」を「前項第3号の基金」に改める。

第4条中「計上して」の次に「、第2条第1項各号の区分に従い」を加える。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（第2号基金に関する規定の失効）

2 第2条第1項第2号の規定は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。